

広域認定制度運用開始のご案内

当社は発泡スチロールの加工メーカーとして唯一、広域認定事業者として認定されております。

広域認定制度とは、製品の製造事業者(製造、加工、販売等の事業を行う者)が、廃棄物となった自社製品の処理を広域的(二つ以上の都道府県の区域でも可能)に行うことで、当該廃棄物の減量やその他、適正な処理が確保されることを目的とした制度です。

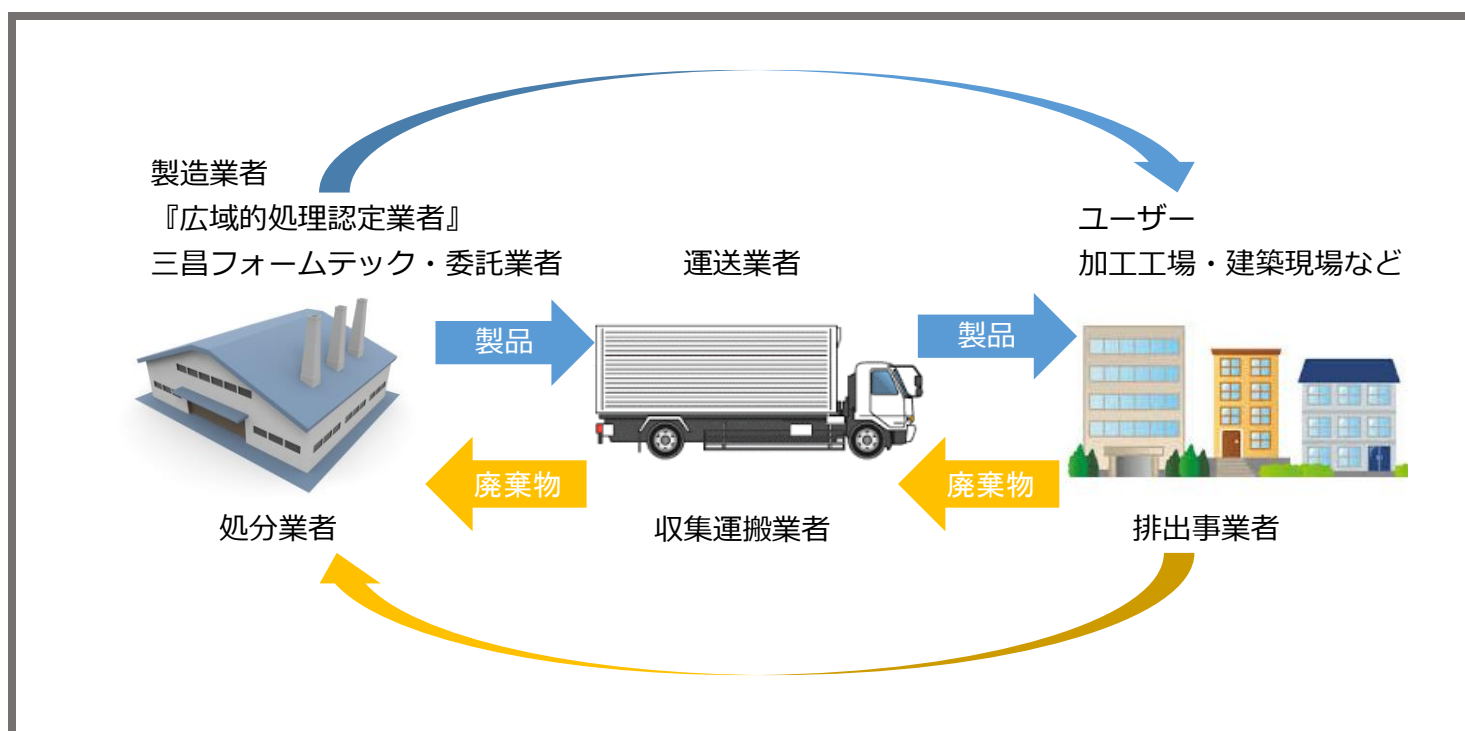
通常、廃棄物処理事業を行う場合、地方公共団体ごとに許可が必要ですが、国(環境大臣)による広域認定を受けることで、地方公共団体ごとの許可が不要となり、都道府県などの区域を超えた広範囲で廃棄物の適正な処理が可能となります。

お客様にとっては、広域認定制度を利用しているメーカーの製品を購入することで、処理委託先探しが不要となり負担が軽減されます。メーカー側にとっては、不法投棄や他の業者による不適正処理に巻き込まれるリスクを抑えることが出来るなどのメリットがあります。

広域認定制度ではマニフェストの発行義務は免除されます。またマニフェストが免除されることから毎年の産業廃棄物管理表交付等状況報告書への処理数量加算は不要です。

* 委託契約書の締結は必要です。

また、処理状況を把握する仕組みが必要となることからマニフェスト同様の伝票管理となります。当社の製品をご購入後、不要となった製品については一定のルールのもと筑波工場内の再資源化設備または当社が指定した処理施設で適切に処理することが出来ます。



詳細につきましては下記までお問い合わせください。

筑波工場 事務グループ